

福岡医発第 729 号 (地)
平成 29 年 6 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

施設基準の届出状況等の報告に係る周知方法の変更について

さて、施設基準の届出状況等の報告（以下「定例報告」）につきましては、昨年 7 月より、保険医療機関が自ら施設基準の要件を満たしているか点検（確認）いただき、その結果を九州厚生局へ報告する仕組み（自己点検方式）が導入されており、平成 28 年 6 月 30 日福岡医発第 925 号（地）にてご連絡しているところです。

定例報告に必要な報告様式については、これまで病院には、九州厚生局ホームページからダウンロードしていただくようハガキにて案内され、診療所には、報告様式一式を送付するとともに、九州厚生局ホームページからもダウンロードできる旨案内されておりました。

今般、上記の自己点検方式の導入に伴い、報告する必要が無い保険医療機関（無床診療所）の存在や保険医療機関におけるインターネット環境が広く普及し、様式のダウンロード・印刷の対応が可能となってきたことを踏まえ、今年度より病院に加え、診療所についても九州厚生局ホームページから定例報告に必要な報告様式をダウンロードいただくようハガキによる案内がなされることとなった旨、九州厚生局指導監査課より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 2 日

福岡県医師会 御中

九州厚生局指導監査課長

施設基準の届出状況等の報告に係る周知方法の変更について

日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出状況等の報告（以下「定例報告」という。）については、平成 28 年 7 月より保険医療機関が自ら施設基準の要件を満たしているか点検（確認）いただき、その結果を当局へ報告する仕組み（自己点検方式）が導入されたところです。

また、定例報告に必要な報告様式については、これまで病院については当局ホームページからダウンロードしていただくようハガキで案内し、診療所については報告様式一式を送付するとともに当局ホームページからもダウンロードできる旨案内してきたところです。

しかしながら、自己点検方式の導入に伴い、厚生局へ報告する必要が無い保険医療機関（無床診療所）も少なからず存在していることや保険医療機関におけるインターネット環境も広く普及し、様式のダウンロード・印刷の対応が可能となってきたことを踏まえ、今年度より病院に加え、診療所についても当局ホームページから定例報告に必要な報告様式をダウンロードしていただくようハガキによる案内を行うことといたします。

つきましては、貴会におかれましてもご理解いただくとともに、会員各位への周知方ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



九州厚生局からのお知らせ

会員の皆様におかれましては、日頃から医療保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度の施設基準の届出状況等の報告（毎年7月1日現在）のご案内方法についてお知らせいたします。

これまで、診療所につきましては報告様式一式を送付していたところですが、今年度より当局ホームページから様式をダウンロードのうえ報告いただきますようお願いいたします。

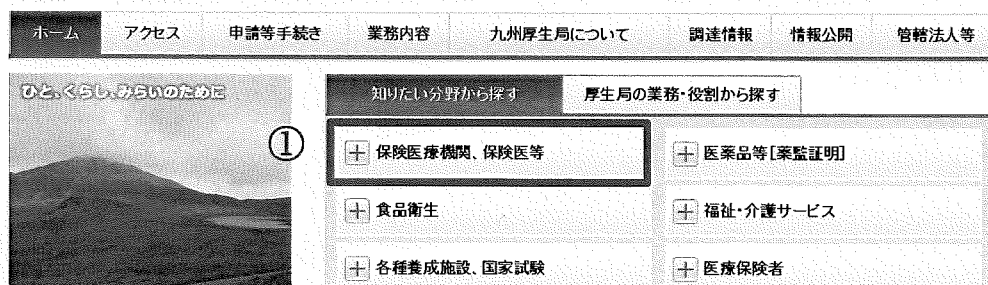
なお、当局ホームページから様式をダウンロードできない診療所におかれましては、九州厚生局指導監査課までご連絡ください。

《ダウンロード先のご案内》※7月上旬に掲載を行います。

【九州厚生局公式ホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

- ① トップページ「知りたい分野から探す」の「保険医療機関、保険医等」をクリックしてください。



- ② 「施設基準の届出状況等の報告（定例報告）」をクリックしてください。

— 保険医療機関、保険医等

- ②
- 施設基準の届出状況等の報告（定例報告）
 - 保険医療機関・保険薬局の方へ
 - 保険医・保険薬剤師の方へ